

ひとり親家庭等の方・離婚を考えておられる方

●滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンターからのご案内●

令和8年度

養育費に関する個別相談会

要予約
相談は無料

両親が離婚しても子どもが自立するまで父、母がその子どもの生活を保障する責任があります。
離れて暮らす親と子の絆のために、ひとりで悩まずに相談してください。

ご相談内容(例) 養育費の取決め方、養育費の金額、親子交流、公正証書の作成、
協議離婚の際の取決めなど

専門相談員 家庭問題情報センター主任研究員(元調査官)

時間 午後1時～4時
(1日3人・1人50分)

●会場と日程のご案内●

大津会場 (社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会)	令和8年5月16日(土)
草津会場(草津市役所)	令和8年8月2日(日)
守山会場(守山市役所)	令和8年8月14日(金)
東近江会場(東近江市役所)	令和8年8月20日(木)
米原会場(米原市役所)	令和8年8月22日(土)
湖南会場(湖南市役所)	令和8年9月2日(水)
甲賀会場(甲賀市役所)	令和8年9月4日(金)
高島会場(高島市役所)	令和8年9月8日(火)
野洲会場(野洲市役所)	令和8年9月16日(水)
栗東会場(栗東市役所)	令和8年11月14日(土)
近江八幡会場 (滋賀県立男女共同参画センター内)	令和8年12月12日(土)
長浜会場(長浜市役所)	令和9年3月6日(土)



●養育費とは・・・

子どもを監護・教育するために必要な費用です。子どもの生活を保障し、心の成長を支えることは当然の責任です。養育費の支払いは、親として子に対する最低限の義務です。

*養育費の請求手続き...

...(取決めの時期と方法)...

*養育費算定...

*養育費の増減(事情の変更)...

*養育費の確保(養育費の支払いが滞ったとき)...

etc.相談にいらしてください!

 LINE
公式アカウント



お申込み先

滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンター

〒520-0801

大津市におの浜4丁目3番26号「のぞみ荘」内

TEL: 077-526-8801

FAX: 077-521-5082

【受付時間】

毎週月曜日～金曜日および毎月第1・3土曜日

※祝祭日、年末年始(12/29～1/3)は除く

午前9時～午後5時



滋賀県
Shiga Prefecture

—滋賀県委託事業—